

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正関係

一 目的（第一条関係）

この法律は、我が国における少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、短時間労働者の果たす役割の重要性が増大していることにかんがみ、短時間労働者について、その適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とするものとする。

二 事業主等の責務（第三条関係）

事業主は、その雇用する短時間労働者について、その就業の実態等を考慮して、適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善及び通常の労働者への転換（短時間労働者が雇用される事業所において通常の労働者として雇い入れられることをいう。以下同じ。）の推進（

以下「雇用管理の改善等」という。）に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図り、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように努めるものとする。

三 雇用管理の改善等に関する措置

(一) 労働条件に関する文書の交付等（第六条関係）

イ 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、労働条件に関する事項のうち労働基準法第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものであつて厚生労働省令で定めるものを文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により明示しなければならぬものとする。

ロ 事業主は、イの事項を明示するときは、労働条件に関する事項のうちイの事項及び労働基準法第十五条第一項の厚生労働省令で定める事項以外のものについても、文書の交付等により明示するよう努めるものとする。

(二) 通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止（第八条関係）

イ 事業主は、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）が当該事業所における通常の労働者との同一の短時間労働者（以下「職務内容同一短時間労働者」という。）であつて、当該事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているものうち、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるもの（以下「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」という。）については、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならないものとする。

ロ イの期間の定めのない労働契約には、反復して更新されることによつて期間の定めのない労働契約と同視することが社会通念上相当と認められる期間の定めのある労働契約を含むものとする。

(三) 均衡のとれた待遇の確保のための賃金に係る措置（第九条関係）

イ 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者（通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。以下(四)ロ及び(五)において同じ。）の職務の内容、職務の成果、意欲

、能力又は経験等を勘案し、その賃金（通勤手当、退職手当その他の厚生労働省令で定めるものを除く。ロにおいて同じ。）を決定するように努めるものとする。

ロ 事業主は、職務内容同一短時間労働者（通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。以下(四)イにおいて同じ。）であつて、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主に雇用される期間のうち少なくとも一定の期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるものについては、当該変更が行われる期間においては、通常の労働者と同一の方法により賃金を決定するように努めるものとする。

(四) 均衡のとれた待遇のための教育訓練に係る措置（第十条関係）

イ 事業主は、通常の労働者に対して実施する教育訓練であつて、当該通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するためのものについては、職務内容同一短時間労働者が既に当該職務に必要な能力を有している場合その他の厚生労働省令で定める場合を除き、職務内容同一短時間労働者に対しても、これを実施しなければならないものとする。

ロ 事業主は、イのほか、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験等に応じ、当該短時間労働者に対して教育訓練を実施するように努めるものとする。

(五) 均衡のとれた待遇のための福利厚生に係る措置（第十一条関係）

事業主は、通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であつて、健康の保持又は業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その雇用する短時間労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならないものとする。

(六) 通常の労働者への転換の推進（第十二条関係）

イ 事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用する短時間労働者について、次のいずれかの措置を講じなければならないものとする。

(イ) 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る事業所に掲示すること等により、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該事業所において雇用する短時間労働者に周知すること。

(ロ) 通常の労働者の配置を新たに行う場合において、当該配置の希望を申し出る機会を当該配置に係る事業所において雇用する短時間労働者に対して与えること。

(ハ) 一定の資格を有する短時間労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることその他の通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

ロ 国は、通常の労働者への転換を推進するため、イに掲げる措置を講ずる事業主に対する援助等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(七) 待遇の決定に当たって考慮した事項の説明（第十三条関係）

事業主は、その雇用する短時間労働者から求めがあったときは、(一)から(五)まで、(六)イ及び現行の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第七条の規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項について、当該短時間労働者に説明しなければならぬものとする。

四 紛争の解決

(一) 苦情の自主的解決（第十九条関係）

事業主は、三(一)イ、(二)イ、(四)イ、(五)、(六)イ及び(七)の事項に関し、短時間労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めるものとする。

(二) 紛争の解決の促進に関する特例（第二十条関係）

(一)の事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、(三)及び(四)に定めるところによるものとする。

(三) 紛争の解決の援助（第二十一条関係）

イ 都道府県労働局長は、(二)の紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができ、
ロ 事業主は、短時間労働者がイの援助を求めたことを理由として、当該短時間労働者に対して解雇するものとする。

ロ 事業主は、短時間労働者がイの援助を求めたことを理由として、当該短時間労働者に対して解雇

その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。

(四) 調停（第二十二條及び第二十三條關係）

イ 都道府県労働局長は、(二)の紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六條第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

ロ (三)ロの規定は、短時間労働者がイの申請をした場合について準用するものとする。

ハ イの調停の手續については、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の規定を準用するものとし、必要な読替えを行うものとする。

五 短時間労働援助センター

(一) 短時間労働援助センターの業務の見直し（第二十七條關係）

短時間労働援助センターの業務の一部を廃止し、資料の収集等の業務及び(二)の業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うものとする。

(二) 短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の見直し（第二十八條關係）

短時間労働援助センターが行う短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の一部を廃止し、労働者災害補償保険法第二十九条の社会復帰促進等事業又は雇用保険法第六十二条の雇用安定事業のうち、短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であつて厚生労働省令で定めるものを支給する事業及びこれに附帯する事業に係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

(三) その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

六 過料の創設（第四十七条関係）

(一)イの規定に違反した者は、十万円以下の過料に処するものとする。

七 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の五の関係規定については平成十九年七月一日から施行するものとする。

二 経過措置等

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うものとする。